

7. 子供の発達をどのように支援するか（学習活動の基盤作り、キャリア教育、特別な配慮を必要とする児童への指導等）

小学校特別活動の内容の構成（学級活動）について（イメージ案）

平成28年5月13日
特別活動WG
資料5-1

（学級活動の改善の方向性）

特別活動で育成すべき資質・能力の3つの視点（人間関係、社会への参画、自己実現）や、総則の構成や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点など、教育課程全体における特別活動の役割も踏まえて、各活動の内容構成の構造を整理し、趣旨を明確化する

3つの視点

人間関係
社会への参画
自己実現

現行の小学校学習指導要領（特別活動）

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

(1) 学級や学校の生活づくり

- ◇○□ ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- ◇○□ イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理
- ◇○□ ウ 学校における多様な集団の生活の向上

総則の構成や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点(例)

社会参画・自治の視点

学級経営と関連する視点

多様性を尊重する社会の視点

生活指導、生徒指導と関連する視点

学校段階間の接続の視点

多様性を尊重する社会の視点

キャリア形成の視点

主体的な学びの視点

心身の健康、安全・防災の視点

食育の視点

(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全

- ◇○□ ア 希望や目標をもって生きる態度の形成
- ◇○□ イ 基本的な生活習慣の形成
- ◇○□ ウ 望ましい人間関係の形成
- ◇○□ エ 清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解
- ◇○□ オ 学校図書館の利用
- ◇○□ カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
- ◇○□ キ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

改善のイメージ案

(1) 学級や学校における集団生活の形成、参画(仮)

⇒主として自発的・自治的な集団生活の形成や運営に関わる内容であり、**集団としての議題の選定や話し合い、合意形成を大事にする活動**

例)学級や学校における生活上の諸問題の解決、学級内の組織づくりや役割分担、学校における多様な集団生活の向上など集団生活の形成や運営、向上に関する内容

※日々の学級経営との関連を図る

(2) 一人一人の適応や成長及び健康安全な生活の実現(仮)

⇒主に個人が現在直面する生活における適応や成長、**自律等に関わる内容であり、一人一人の理解や自覚等を大事にする活動**

例)希望や目標の設定、基本的な生活習慣や健康で安全な生活態度の形成、食育の視点を踏まえた学校給食や望ましい食習慣の形成、当番活動や働くことの意義の理解、学校図書館の利用など、一人一人の児童の学校生活や学習への適応及び健康安全に関する内容

※関係教科、個別の生活指導や生徒指導との関連を図る

⇒(2)のうち、中学校以降における、一人一人のキャリア形成と実現に関わる内容(3)につながっていく部分も示す

各項目と3つの視点との関係は、主として指導にあたって特に意識すべきと考えられる視点を強調して示しているが、それ以外の視点とも相互に関わりあっている。

本資料は、個別具体的にどのような言葉を入れるかというのではなく、特別活動の基盤となる学級活動の意義、趣旨が明確になるようにするためには、どのような構成とすべきかを議論するために整理したイメージである。

中学校特別活動の内容の構成（学級活動）について（イメージ案）

（学級活動の改善の方向性）

特別活動で育成すべき資質・能力の3つの視点（人間関係、社会への参画、自己実現）や、総則の構成や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点など、教育課程全体における特別活動の役割も踏まえて、各活動の内容構成の構造を整理し、趣旨を明確化する

3つの視点

人間関係
社会への参画
自己実現

現行の中学校学習指導要領（特別活動）

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

(1) 学級や学校の生活づくり

- ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上

総則の構成や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点(例)

社会参画・自治の視点

学級経営と関連する視点

生活指導、生徒指導と関連する視点

学校段階間の接続の視点

多様性を尊重する社会の視点

社会参画の視点

心身の健康、安全・防災等の視点

食育の視点

(2) 適応と成長及び健康安全

- ア 思春期の不安や悩みとその解決
- イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ウ 社会の一員としての自覚と責任
- エ 男女相互の理解と協力
- オ 望ましい人間関係の確立
- カ ボランティア活動の意義の理解と参加
- キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
- ク 性的な発達への対応
- ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

主体的な学びの視点

キャリア形成の視点

個に応じた学習の支援や進路指導と関連する視点

(3) 学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- イ 主体的な学習態度の形成と学校図書館の利用
- ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用
- エ 望ましい勤労観・職業観の形成
- オ 主体的な進路の選択と将来設計

3つの視点との関係は、主として関わる視点を共通して示しているが、それ以外の視点とも相互に関わりあっている。ここでは、指導にあたって特に意識すべきと考えられる視点を記している。

改善のイメージ案

(1) 学級や学校における集団生活の形成、参画(仮)

⇒主として自発的・自治的な集団生活の形成や運営に関わる内容であり、**集団としての議題の選定や話し合い、合意形成を大事にする活動**

例) 学校における多様な集団生活の向上、学級や学校における生活上の諸問題の解決、学級内の組織づくりと役割分担など、校内におけるよりよい集団生活の形成や運営、向上に関する内容

※日々の学級経営との関連を図る

(2) 一人一人の適応や成長及び健康安全な生活の実現(仮)

⇒主に個人が現在直面する生活における適応や成長、**自律等に関わる内容であり、一人一人の理解や自覚等を大事にする活動**

例) 男女相互の理解と協力などの多様性を尊重した望ましい人間関係の形成や、思春期の不安や悩みの解決や性的な発達への対応、食育の視点や学校給食、食習慣の形成など、生徒個人の適応や成長及び健康安全に関する内容

※関係教科、個別の生活指導や生徒指導との関連を図る

(3) 一人一人のキャリア形成と実現(仮)

⇒主に将来に向けた自己の実現に関わる内容であり、**一人一人の主体的な意思決定を大事にする活動**

例) 学校図書館の利用など、学びと社会生活・職業生活の接続と振り返り(ポートフォリオ)、ボランティア活動の充実や勤労観・職業感の育成を含むなど、自己のキャリア形成と実現に関する内容

※高等学校においては、社会的移行への対応を含む

※個に応じた学習の支援や進路指導との関連を図る

高等学校特別活動の内容の構成（ホームルーム活動）について

（ホームルーム活動の改善の方向性）

特別活動で育成すべき資質・能力の3つの視点（人間関係、社会への参画、自己実現）や、総則の構成や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点など、教育課程全体における特別活動の役割も踏まえて、各活動の内容構成の構造を整理し、趣旨を明確化する

3つの視点

人間関係
社会への参画
自己実現

現行の高等学校学習指導要領（特別活動）

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

(1) ホームルームや学校の生活づくり

- ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
- イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上

総則の構成や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点(例)

社会参画・自治の視点

ホームルーム経営と関連する視点

生活指導、生徒指導と関連する視点

学校段階間の接続の視点

多様性を尊重する社会の視点

社会参画の視点

心身の健康、安全・防災等の視点

食育の視点

(2) 適応と成長及び健康安全

- ア 青年期の悩みや課題とその解決
- イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任
- エ 男女相互の理解と協力
- オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立
- カ ボランティア活動の意義の理解と参画
- キ 国際理解と国際交流
- ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立
- ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

主体的な学びの視点

キャリア形成の視点

個に応じた学習の支援や進路指導と関連する視点

(3) 学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- イ 主体的な学習態度の形成と学校図書館の利用
- ウ 教科・科目の適切な選択
- エ 進路適性の理解と進路情報の活用
- オ 望ましい勤労観・職業観の確立
- カ 主体的な進路の選択決定と将来設計

各項目と3つの視点との関係は、主として指導にあたって特に意識すべきと考えられる視点を強調して示しているが、それ以外の視点とも相互に関わりあっている。

改善のイメージ案

(1) ホームルームや学校における集団生活の形成、参画(仮)

⇒主として自発的・自治的な集団生活の形成や運営に関わる内容であり、**集団としての議題の選定や話し合い、合意形成を大事にする活動**

例) 学校における多様な集団生活の向上、ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決、ホームルーム内の組織づくりと役割分担など、校内におけるよりよい集団生活の形成や運営、向上に関する内容

※日々のホームルーム経営との関連を図る

(2) 一人一人の適応や成長及び健康安全な生活の実現(仮)

⇒主に個人が現在直面する生活における適応や成長、**自律等に関わる内容であり、一人一人の理解や自覚等を大事にする活動**

例) 男女相互の理解と協力やコミュニケーション能力の育成、国際理解・国際交流などの多様性を尊重した望ましい人間関係の形成や社会参画、青年期の不安や悩みとその解決、心身の健康と健全な生活態度、生命の尊重と安全な生活態度、規律ある習慣の確立など、生徒個人の適応や成長及び健康安全に関する内容

※関係教科、個別の生活指導や生徒指導との関連を図る

(3) 一人一人のキャリア形成と実現(仮)

⇒主に将来に向けた自己の実現に関わる内容であり、**一人一人の主体的な意思決定を大事にする活動**

例) 学校図書館の利用など、学びと社会生活・職業生活の接続と振り返り(ポートフォリオ)、ボランティア活動の充実や勤労観・職業感の育成、社会的移行への対応など、自己のキャリア形成と実現に関する内容

※個に応じた学習の支援や進路指導との関連を図る

キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」と資質・能力の三つの柱（案）

※「基礎的・汎用的能力」に示す4つの能力を統合的に捉え、資質・能力の三つの柱に大まかに整理したもの。

	【人間関係形成・社会形成能力】多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力
	【自己理解・自己管理能力】自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力
	【課題対応能力】仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力
	【キャリアプランニング能力】「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力
	各教科等における学習との関係性を踏まえつつ、教育課程企画特別部会「論点整理」の方向性も踏まえて整理
知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・学ぶこと・働くことの意義の理解 ・問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりするための方法に関する理解と、そのために必要な技能 ・自分自身の個性や適性等に関する理解と、自らの思考や感情を律するために必要な技能
	<ul style="list-style-type: none"> ・問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりすることができる力 ・自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」をもとに、自分と社会との関係を考え、主体的にキャリアを形成していくことができる力
	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成の方向性と関連づけながら今後の成長のために学びに向かう力 ・問題を発見し、それを解決しようとする態度 ・自らの役割を果たしつつ、多様な人々と協働しながら、よりよい人生や社会を構築していこうとする態度

キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」の育成のイメージ（案）

キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」の育成



道徳、総合、特別活動各教科は相互に関連

特別の教科 道徳

- ◆ 勤労の尊さや意義の理解等を通して、自分の将来を考え、自己の生き方について自覚を深める
- ◆ 道徳での学びを特別活動や総合等の実践に生かす中で「基礎的・汎用的能力」を育んでいく

総合的な学習の時間

- ◆ 自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら、実社会・実生活の中から問いを見出し探究する
- ◆ そうした探究活動を通じて、各教科等で身に付いた資質・能力を基礎に「基礎的・汎用的能力」を育んでいく

特別活動

- ◆ 自主的・実践的な様々な集団活動に各教科等での学びを生かしつつ、今後のキャリア形成に学校での学びをどう生かすかという見通しを持ち、あわせて振り返りを行う
- ◆ そうした集団活動や見通し・振り返りを通じて、各教科等で身に付いた資質・能力を基礎に「基礎的・汎用的能力」を育んでいく

職場体験活動、インターンシップ、ボランティア活動など

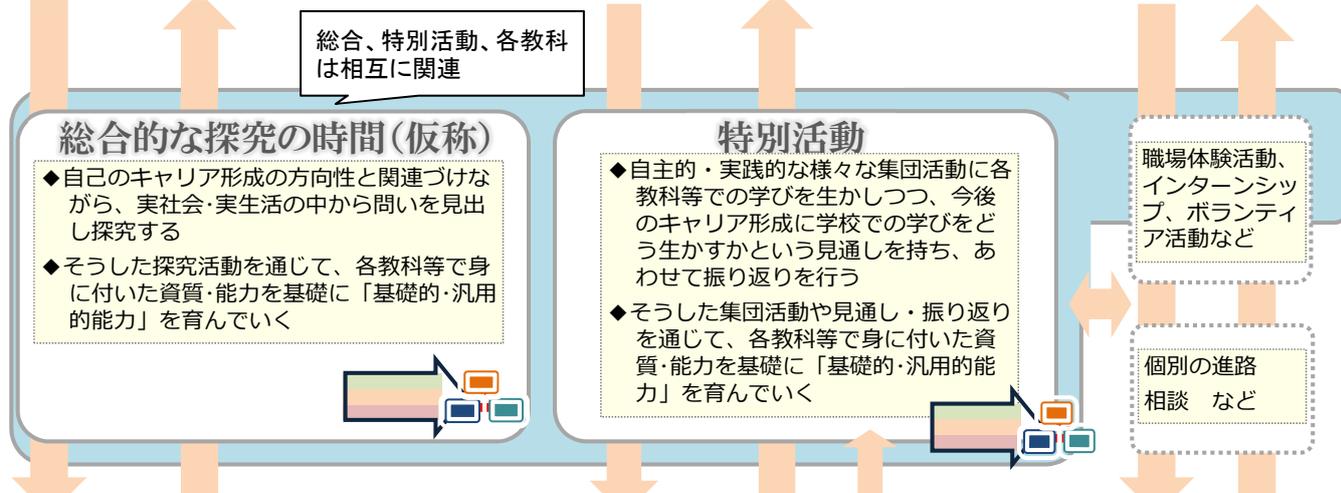
個別の進路相談 など

各教科

- ◆ 各教科における「主体的な学び」を通じて、学んでいることを自己のキャリア形成の方向性と関連づけ、各教科で育む資質・能力を「基礎的・汎用的能力」の育成につなぐ
- ◆ 身に付いた「基礎的・汎用的能力」を、各教科の学びに活用



キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」の育成



各教科・科目

- ◆各教科における「主体的な学び」を通じて、学んでいることを自己のキャリア形成の方向性と関連づけ、各教科で育む資質・能力を「基礎的・汎用的能力」の育成につなぐ
- ◆身に付いた「基礎的・汎用的能力」を、各教科の学びに活用

公共(仮称)

- ◆特別活動のホームルーム活動などと連携しインターンシップの事前・事後学習との関連を図ることなどを通して、経済、法、情報発信などの主体として社会に参画する力を育む中核的機能を担う。

各学校における個に応じた指導の実施状況（公立小・中）

個に応じた指導を実施する学校の割合

	少人数指導	TT	その他	実施校数
小学校	67.4%	81.0%	58.0%	94.2%
中学校	67.4%	83.3%	50.2%	96.4%

(出典) 文部科学省
「平成27年教育課程の編成・実施状況調査」

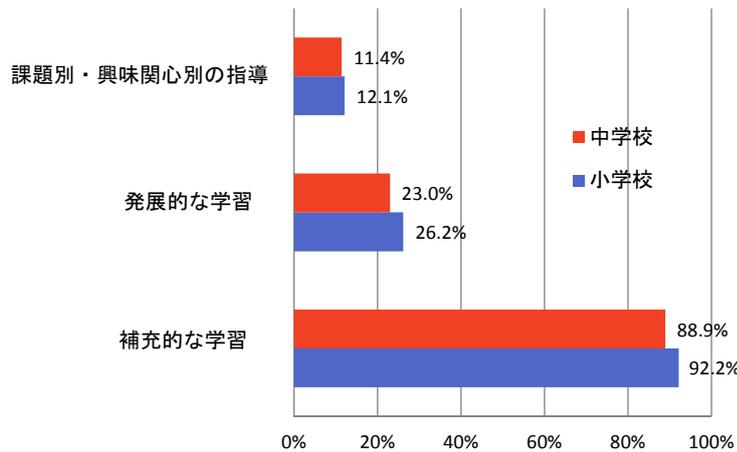
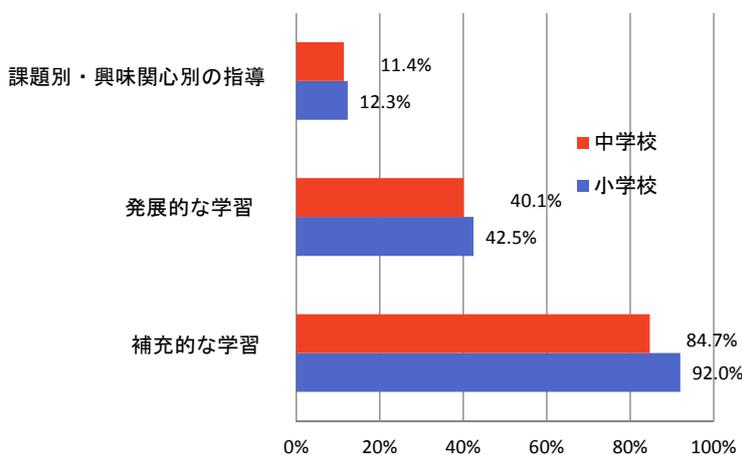
個に応じた指導の実施内容

少人数を実施する場合の実施内容

	補充的な学習を取り入れた指導を実施	発展的な学習を取り入れた指導を実施	課題別、興味・関心別の指導を実施	その他
小学校	92.0%	42.5%	12.3%	4.1%
中学校	84.7%	40.1%	11.4%	7.0%

TTを実施する場合の実施内容

	補充的な学習を取り入れた指導を実施	発展的な学習を取り入れた指導を実施	課題別、興味・関心別の指導を実施	その他
小学校	92.2%	26.2%	12.1%	3.5%
中学校	88.9%	23.0%	11.4%	4.8%



各学校における個に応じた指導の実施状況（公立高等学校）

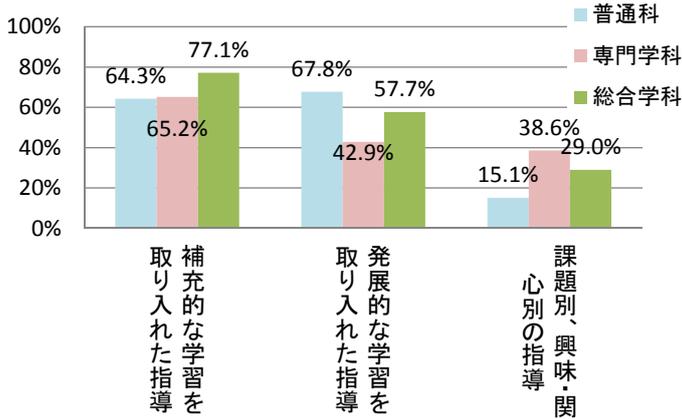
個に応じた指導を実施する学校の割合

		少人数指導	TT	その他	*実施校数
全日制	普通科	92.7%	75.8%	44.4%	97.8%
	専門学科	88.8%	80.1%	42.9%	96.9%
	総合学科	95.8%	89.9%	45.8%	98.4%

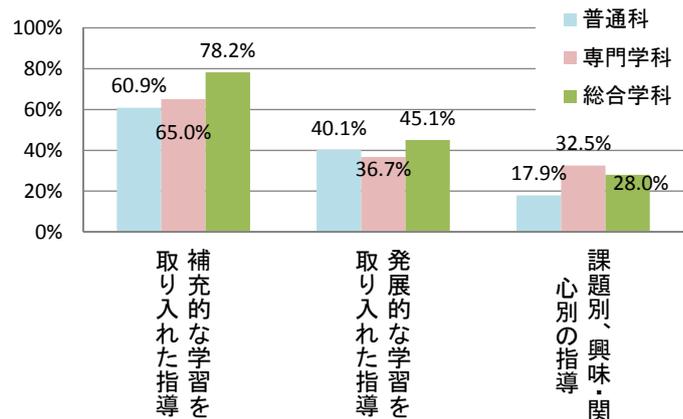
(出典) 文部科学省
「平成27年教育課程の編成・実施状況調査」

個に応じた指導の実施内容

少人数指導の実施内容(全日制)



TTを実施する場合の内容(全日制)



特別支援教育に関する現状

障害者の権利に関する条約の批准 (H19日本国署名、H26/1/20日本国批准、2/19発効)

★インクルーシブ教育システムの構築 ★個人に必要とされる合理的配慮の提供 など
中教審初等中等教育分科会報告 (H24) を踏まえ
通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」において特別支援教育を推進

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等

全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性

- ◆在籍者数等→特別支援教育の対象児童生徒数が増加
 - 特別支援学級 (H26小・中学校) 187,100人 (H16年比で2.1倍)
 - 通級による指導 (H26小・中学校) 83,750人 (H16年比で2.3倍)
 - 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合 6.5% (H24推計値(公立小中))
 - ◆支援体制 →幼稚園、高等学校の整備状況に課題
 - 特別支援教育コーディネーター 幼62.6%、小99.3%、中95.3%、高83.8%
 - 個別の教育支援計画/個別の指導計画※ (支) 幼65.9%、小87.7%、中86.4%、高59.3% (指) 幼76.6%、小98.1%、中95.6%、高67.1%
- ※該当者がいない学校数を除いた割合

特別支援学校

- ◆在籍者数等 (H26) 135,617人 (H16年比で1.4倍)
- うち
 - 高等部生徒 65,370人 →増加傾向
 - 知的障害のある児童生徒等 121,544人 →増加傾向
 - 単一の障害種 99,492人
 - 複数の障害種 36,125人 →障害の状態の多様化(重度・重複を含む)
- ◆高等部卒業後の進路
 - 施設医療機関64% (H16 56%)
 - 就職者28% (H16 20%)

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H16年比で1.3倍
0.67%
(約6万9千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H16年比で2.1倍
1.84%
(約18万7千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万7千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H16年比で2.3倍
0.82%
(約8万4千人)

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒
6.5%程度の在籍率

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2千人)

3.33%
(約34万人)

増加傾向

※ この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

70

特別支援教育にかかわる教育課程(概要)

通常の学級	通級による指導	特別支援学級	特別支援学校
<p>○幼稚園教育要領、小・中・高等学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>○障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導を行う。</p>	<p>○小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>○小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えて特別の教育課程(通級による指導)を編成することができる。</p> <p>※通常の学級で各教科等の指導を受けながら、障害に応じた特別の指導(自立活動の指導等)を特別の指導の場(通級指導教室)で受けることができる。</p> <p>※通級による指導に係る授業時数は、年間35~280単位時間(学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10~280単位時間)を標準とする。</p>	<p>○基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>○特に必要がある場合には、小・中学校の教育課程に替えて、特別の教育課程を編成することができる。</p> <p>※特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。</p>	<p>○特別支援学校教育要領、学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>※幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。</p> <p>※知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、別に示している。</p>

その者の障害の状態(※)、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情を市町村の教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定する。

※障害の種類により異なるが、例えば弱視者においては、特別支援学級の対象となる障害の程度は「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のものであり、通級による指導の対象となる障害の程度は「…通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」である。

これまでの示し方

小学校学習指導要領 総則
個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(小学校学習指導要領解説)
総則編

- **障害別**の配慮の例を示す。
弱視：体育科におけるボール運動の指導、理科等における観察・実験の指導
難聴や言語障害：国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導
肢体不自由：体育科における実技の指導、家庭科における実習
LD（学習障害）：国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導
ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症：話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導 など

改善の方向性

小学校学習指導要領 総則
各教科等
■ 総則に加え、**各教科等別に示す**。

(小学校学習指導要領解説)
総則編における障害種の特性に関する記述に加え、各教科等編において

- 学習の過程で考えられる**困難さ**ごとに示す。
【困難さの例】 ※教科等の特性に応じて例示
 <<情報入力>> <<情報のイメージ化>>
見えにくい **体験が不足**
聞こえにくい **語彙が少ない** など
触れられない など
 <<情報統合>>
色（・形・大きさ）の区別が困難
聞いたことを記憶することが困難
位置、時間を把握することが困難 など
 <<情報処理>>
短期記憶*1、継次処理*2や同時処理が困難
注意をコントロールできない など
 ※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること
 ※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと
 <<表出・表現>>
話すこと、書くことが困難
表情や動作が困難 など

幼稚園における障害に応じた配慮事項について（検討例）

これまでの示し方

幼稚園教育要領
個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(幼稚園教育要領解説)
■ **障害別**の配慮の例を示す。

- 弱視**：弱視の幼児がぬり絵をするときには輪郭を太くするなどの工夫
難聴：絵本を読むときには教師が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにする
肢体不自由：興味や関心をもって進んで体を動かそうとする気持ちがもてるように工夫 など

改善の方向性

幼稚園教育要領
※「論点整理」における「幼稚園における特別支援教育」の改訂の具体的な方向性を踏まえ検討。

- (幼稚園教育要領解説)
■ 幼児の活動を通じて考えられる**困難さ**ごとに示す。
【困難さの例】
 <<情報入力>> <<情報のイメージ化>>
見えにくい **体験が不足**
聞こえにくい **語彙が少ない** など
触れられない など
 <<情報統合>>
色（・形・大きさ）の区別が困難
聞いたことを記憶することが困難
位置、時間を把握することが困難 など
 <<情報処理>>
短期記憶*1、継次処理*2や同時処理が困難
注意をコントロールできない など
 ※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること
 ※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと
 <<表出・表現>>
話すことが困難
表情や動作が困難 など

※ 上記の困難さの例は、小学校の例を参考に作成したものであり、幼稚園において実際に示す場合は、幼児期の特性に応じた、困難さの例を検討。

- 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒の十分な学びが実現できるよう、学習の過程で考えられる【**困難さの状態**】に対する【**配慮の意図**】＋【**手立て**】の例を示す。（安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図を持つ必要）

小学校の例 ※今後、各教科等WGにおける「議論の取りまとめ」と調整予定

【配慮の考え方、配慮の例の示し方】

（国語科の例）

【困難さの状態】：視覚、言語理解など

【配慮の意図】

- **文章を目で追いながら音読することが困難な場合**には、**自分がどこを読むのかが分かるよう**、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。

具体的イメージなど

【手立て】：見えにくさに応じた情報保障

- **考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合**には、児童が**どのように考えればよいのかわかるよう**に、考える項目や手順を示したプリントを準備したり、一度音声で表現させたり、実際にその場面を演じさせたりしてから書かせたりするなどの配慮をする。

心の理論など

- **自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりするのが困難な場合**には、児童が身近に考えられる主人公の物語や生活経験に近い教材を活用し、**行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりがわかる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印など視覚的にわかるよう**にしてから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

注意のコントロールなど

- **声を出して発表することや人前で話すことへの不安を抱いている、自分が書いたものを読むことに困難がある場合**には、紙やホワイトボードに書いたものを提示させたり、ICT機器を活用して発表させたりするなど、**児童の表現を支援するための多様な手立て**を工夫し、自分の考えを持つこと、表すことに対する自信を持つことができるような配慮をする。

合理的配慮について

【「合理的配慮」の定義】

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
 - 学校の設置者及び学校が**必要かつ適当な変更・調整を行うこと**
 - 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**
 - 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**

（中教審初中分科会報告（H24.7）より）

学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)

①教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

合理的配慮について(障害者権利条約、障害者差別解消法)

●障害者権利条約 (H26. 1 批准)

第24条

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮(reasonable accommodation)が提供されること。

●障害者差別解消法 (H28. 4. 1 施行)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、(…第7条第1項に同じ…)。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、(…第7条第2項に同じ…) 必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

合理的配慮について(28. 4. 1～)

- 国公立学校など ⇒ 行政機関等 ⇒ 法的義務
- 学校法人など ⇒ 事業者 ⇒ 努力義務

視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。
黒板に近づけば文字は読める。



- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

学習障害(LD)のCさん

【状態】読み書きが苦手、特にノートテイクが難しい。



- 板書計画を印刷して配布
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音

※データの管理方法等について留意



肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。
エレベーターの設置が困難。



- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消

聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。



- 教室前方・右手側の座席配置(左耳の聴力を生かす)
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等)

※合理的配慮は一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえて個別に決定されるものであり、これはあくまで例示である。

個別の指導計画と個別の教育支援計画について

個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、**具体的に幼児児童生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。**

個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、**医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ**、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

(参考)小学校学習指導要領 第1章総則 第4 (抜粋)

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば**指導についての計画**又は**家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画**を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

* 幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述がある。

特別支援学校	全ての幼児児童生徒を対象に作成(義務付け)			
幼・小・中・高	障害のある幼児児童生徒において作成することが望ましい(努力義務)			
作成状況(H26)	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
個別の指導計画	47.3%(76.6%)	92.5%(98.1%)	83.7%(95.6%)	27.2%(67.1%)
個別の教育支援計画	38.6%(65.9%)	78.6%(87.7%)	71.9%(86.4%)	23.2%(59.3%)

個別の指導計画の例

平成〇年度個別指導計画

〇〇立〇〇小学校 言語障害通級指導学級

<small>ふりがな</small> ＜児童名＞ 〇〇 〇〇	<small>＜在籍学校・学級＞</small> 〇〇小学校 3年〇組	<small>＜担任＞</small> 〇〇 〇〇	<small>＜当教室担任＞</small> 〇〇 〇〇	<small>＜通級形態＞</small> 週1回 2単位時間
<small>＜本児の願い＞</small> 言葉を覚えたい。		<small>＜保護者の願い＞</small> 言葉で自分の気持ちなどを伝えられるようになり、言いたいことが言えなくてイライラしたりしなくなしてほしい。		
目標	○身近なものについての語彙を増やし、言葉のイメージを豊かにする。 ○言葉で状況や自分の気持ちなどをできるだけ詳しく伝えられるようになる。 ○得意なことを通して、集中して取り組む気持ちや自信をつける。			
	ねらい	学習内容	評価	
一学期	(1)身近なもの、動作や状態を表す言葉等を覚える。 (2)2～3人の人がやりとりをしている絵を見て、文章化する。前後の状況を絵にして、説明する。 (3)覚えた語彙や前後の状況を得意な	(1)絵カードや情景を描いた絵について、出てくる語彙を覚えたり、説明したりする。 (2)状況の絵を見て文章にする。また、できた文を前後のつながりを確認しながら組み立てる。 (3)覚えた語彙や状況の前後を絵にして説	(1)名称が出てこない場合は、「何をするもの？」といった質問をすると身振りを交えながら、「こうやってこうするもの」「こうやってはさむ。」とたどたどしいながらも、説明することができました。 (2)「どうして?」「その後は?」「どう思った?」等と一つ一つ丁寧に質問していくことで、文章をつなげていくことができました。また、後から思いついた文と前に言った文を「誰が?」等一つ一つ確認していくことで、時系列に並べていくことができました。 (3)意欲的に取り組み、状況絵は3コマ漫画のように吹きだしをつけるなどしていました。	

東京都教育委員会「特別支援学級の教育課程編成の手引」から
http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/23tokushi_kyoikukatei/01.pdf

個別の教育支援計画の例

児童・生徒	<small>ふりがな</small> 氏名		性別
担任	氏名		
在籍校		学校	年
現在・将来についての希望			
児童・生徒			
保護者			
支援の目標		学校生活における児童・生徒への支援の内容 ・教育的支援（適切な指導及び必要な支援）の内容と指導者の役割分担 ・「個別指導計画」での具体的な指導・支援	
必要と思われる支援			
学校の支援			
家庭の支援		家庭生活における児童・生徒への支援の内容 ・家庭における児童・生徒への支援の役割分担	
支援機関の支援			
家庭生活	支援機関:	担当者:	連絡先:
	支援内容:		
余暇・地域生活	支援機関:	地域生活における支援 ・ヘルパー、ボランティアの利用、外出、地域活動、放課後活動等への参加 ・ショートステイ等の利用 ・家族への必要な支援 ・その他	
	支援内容:		

東京都教育委員会「特別支援学級の教育課程編成の手引」から

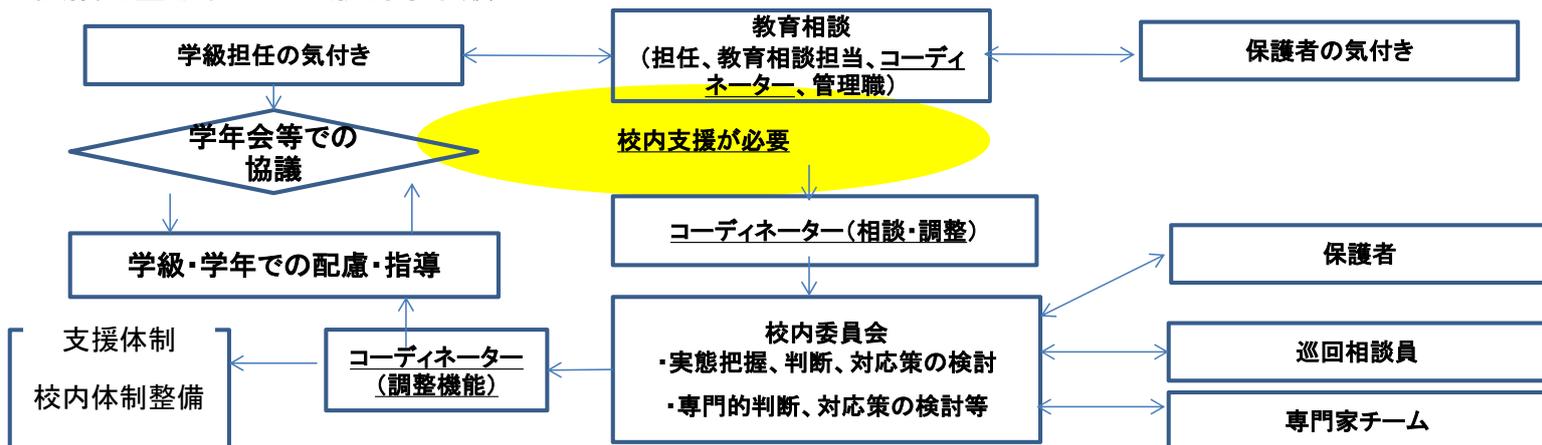
特別支援教育コーディネーターとは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、

- ・特別支援教育に係る校内委員会・校内研修の企画・運営、
- ・関係諸機関・学校との連絡・調整、
- ・保護者からの相談窓口

などの役割を担う教員。校長が指名し、校務分掌に位置付けられる。

(平成26年度配置状況) 87.4% (国公私・幼小中高計)

<支援に至るまでの一般的な手順>



※「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（H16文部科学省）より作成

交流及び共同学習について

交流及び共同学習とは、

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動であって、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方を持つもの。

学習指導要領の記載に基づき、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの間で行われる。

<障害のある子供とない子供が活動を共にすることの意義>

- ・障害のある子供たちの経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。
- ・小・中学校の子供たちや地域の人たちが、障害のある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。
- ・同じ社会で生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる重要な活動である。

●小学校学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(12)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、**小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに**、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

（幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領にも同趣旨の規定）

●特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1. 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(6)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることに努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、**小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行う**とともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

84（幼稚部教育要領、高等部学習指導要領にも同趣旨の規定。）

交流及び共同学習について（実施にあたっての留意事項）

（特別支援学校学習指導要領解説 総則等編における記述）

◇留意事項

① 計画的、組織的に継続した活動を実施

- 双方の学校同士が十分に連絡を取り合う。
- 指導計画に基づく内容や方法を事前に検討する。
- 一人一人の実態に応じた様々な配慮を行う。

② 二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進

- 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面
- 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面

③ 交流及び共同学習の内容の工夫

- 学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりする。
- 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮。

特別支援学校学習指導要領等の該当ページ

・解説 総則等編 幼小中

幼：P99～100、小中：P183～186

・解説 総則等編 高：P109～112

○千葉県総合教育センター「交流及び共同学習実践ガイド」より作成(居住地校交流の例)

特別支援学校の重複学級在籍の4年生。保護者の方は、地域の方に我が子のことを知ってもらいたいという願いで、幼い頃から小学校の運動会を見学していた経緯もあり、居住地校交流につながった。交流の実施にあたっては、運動会の応援だけではなく、友だちと共に参加できるよう体育の授業交流も行うと同時に、聴覚からの情報入手が得意であることを踏まえ、音楽の授業交流も行った。

特別支援学校小学部

居住地小学校

教育課程上の位置付け	「自立活動」	「体育」「音楽」「図工」
目標 「交流及び共同学習のねらい」	「個別の指導計画」から ・語彙を増やし、それを使って人に要求したり、人とのかかわりを楽しんだりする等の自己表現力を養う。	・小学校児童と特別支援学校児童が、同じ活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解し合い、共に生きる気持ちを育てる。
打ち合わせ	特別支援学校の担任が小学校へ行き、本人、保護者の要望及び本人の様子を伝えた。以降電話やFAXで密に連絡をとり、保護者との連携も深める。	
事前の準備	自己紹介カード・「みなさんにおねがい」作成 小学校参観や紹介VTRを視聴する。	自己紹介カードの紹介、掲示で理解を深める。 前年度からの引き継ぎ資料も活用する。
交流及び共同学習の実践例	「音楽」・・・歌や手作り楽器で授業参加。 「図工」・・・紙や糊を使い友だちと作品を作る。 「体育」・・・運動会練習を通して当日の見通しと大きな集団でも力を発揮できるようにする。 「運動会」・・・綱引き、踊り、応援に参加。好きな音楽の力を発揮し、応援歌を歌う。	

成果

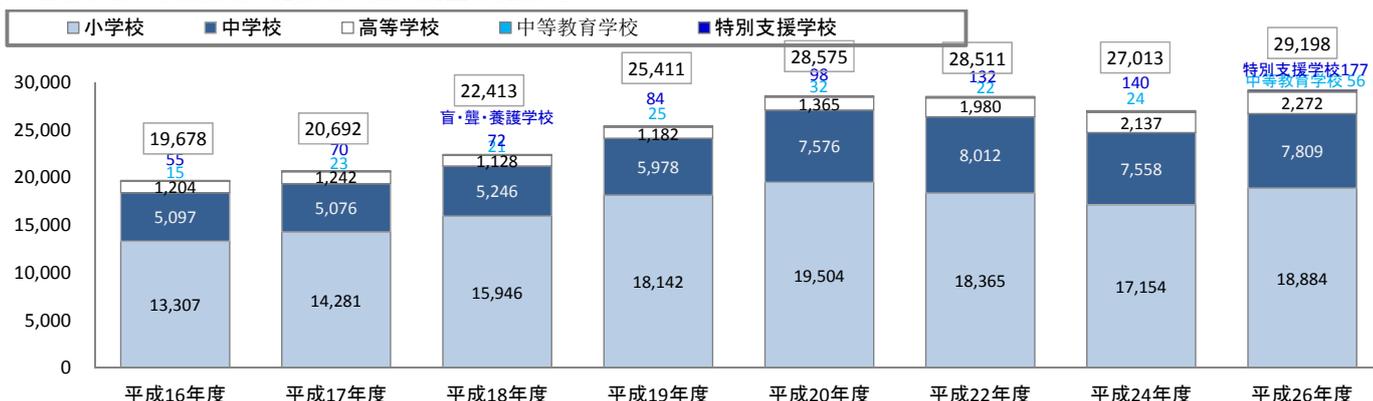
○ 交流2年目、学期に2回の継続した活動で、小学校の児童や環境になじみ笑顔が増えた。 ○ 授業や行事での交流及び共同学習を通し、交流や相互理解につながり、かかわる場面も増えた。○ 学校と保護者とのきめ細やかな連絡調整で、連携が強化した。⁸⁶

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数

① 公立学校に在籍する外国人児童生徒の4割が日本語指導を必要としており、増加傾向

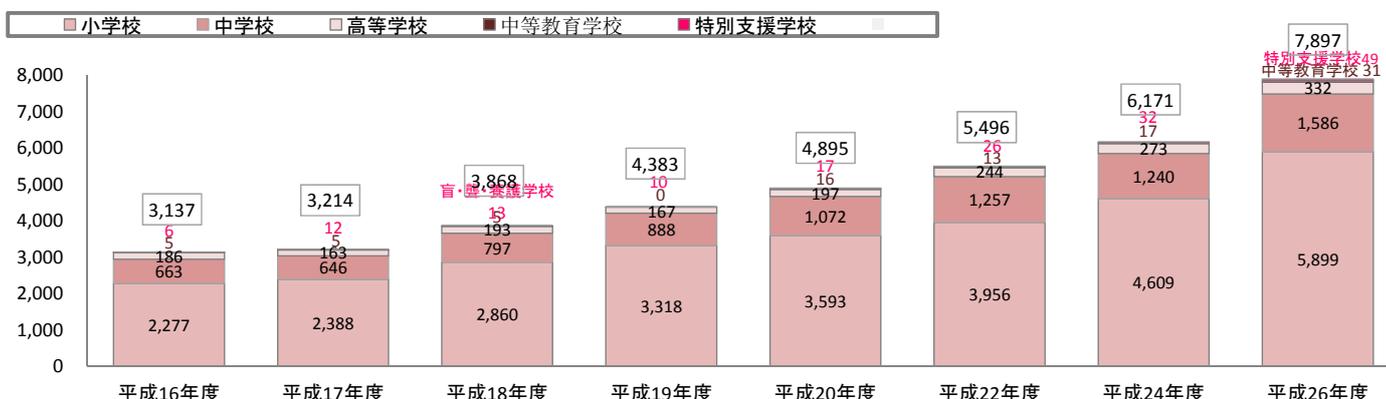
【公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数】

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成26年度)」



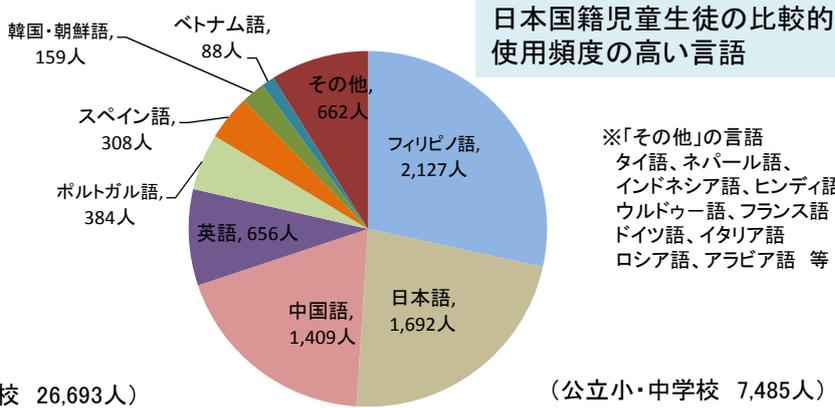
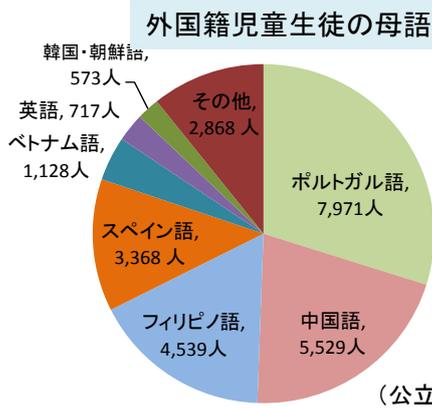
② 日本国籍の日本語指導が必要な児童生徒が近年急増している

【公立学校に在籍する日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数】



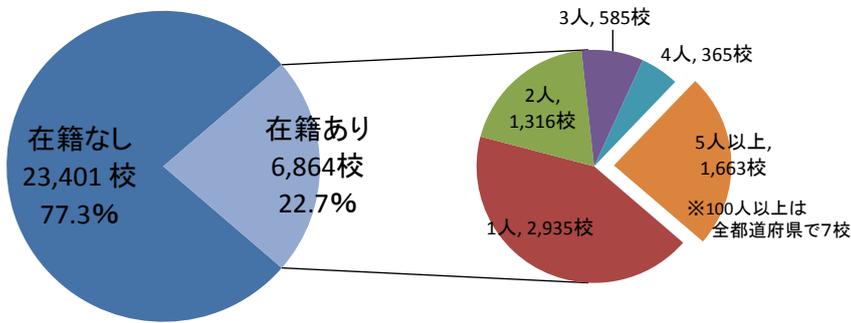
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

① 日本語指導が必要な児童生徒が多様化している

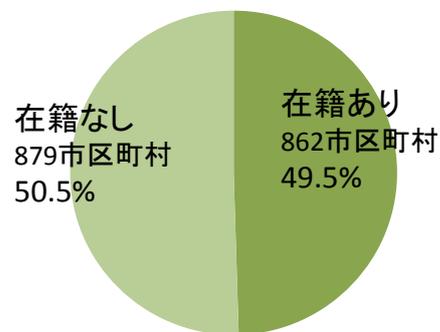


② 日本語指導が必要な児童生徒には集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数
(公立小・中学校 30,265校)



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成26年度)の結果」 88

(参考) 「日本語指導」等に係る学習指導要領・解説書の規定

【学習指導要領 総則】

第4 2(8) 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

【学習指導要領解説 総則編】

(前 略)

海外から帰国した児童や外国人の児童の中には、日本語の能力が不十分であったり、我が国とは異なる学習経験を積んでいる場合がある。このため、日本語の習得については、日常的な取組を基本としつつ、特に文字の読み書きについては、段階的、効率的な指導を工夫することが必要である。なお、外国人児童等の中には日常的な日本語の会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じている場合もあることに留意する必要がある。また、教科の指導においては、児童一人一人に応じたきめ細かな指導が大切である。このよ

うな指導は、通常の授業や日常の学校生活において十分配慮することが基本ではあるが、これらの児童の実態によっては、取り出し指導や放課後を活用した特別な指導などの配慮をすることも大切である。なお、この場合、あまりにも性急に未履修分野の指導を進めようとするのではなく、当該児童の実態に合わせて、最も適した方法を選択し、学習の成果が上がるように努めるようにすることが大切である。特に、言葉の問題とともに生活習慣の違いなどによる不適応の問題が生じる場合もあるので、教師自身が当該児童の在留国に関心を持ち、理解しようとする姿勢を保ち、温かい対応を図るとともに、当該児童を取り巻く人間関係を好ましいものにするよう学級経営等において配慮する必要がある。また、外国人児童については、課外において当該国の言語や文化の学習の機会を設けることなどにも配慮することが大切である。

(後 略)

【学校教育法施行規則】

第五十六条の二 小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第五十六条の三 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校又は特別支援学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

【平成26年1月14日 文部省告示第1号】

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二（規則第七十九条及び第百八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第百三十二条の三に規定する児童又は生徒に対し、これらの規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 日本語の能力に応じた特別の指導は、日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とする。
- 2 日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）に定める障害に応じた特別の指導を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者
- ④授業時数：年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

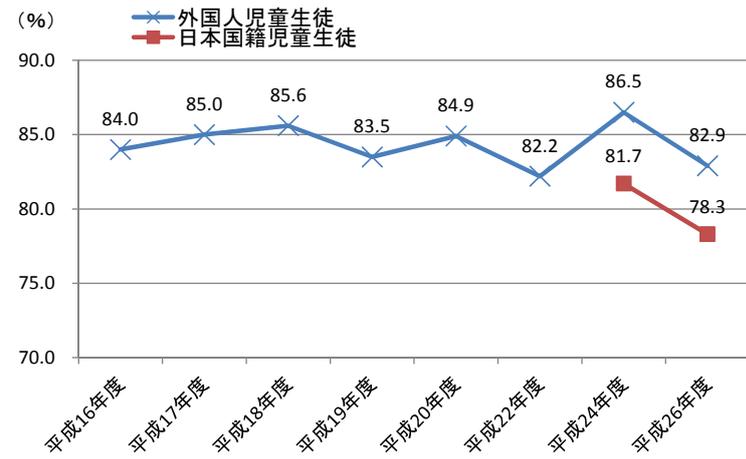
国の施策



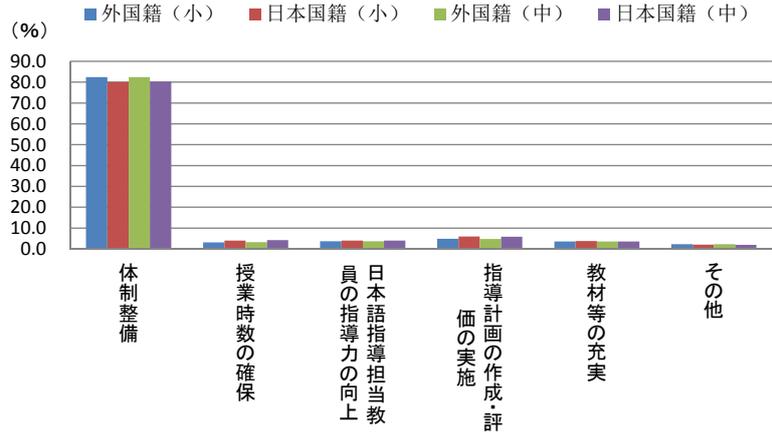
【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
 【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
 【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
 ・課外での指導・支援 等

「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況等

【日本語指導が必要な児童生徒のうち日本語指導を受けている者の割合】



【「特別の教育課程」実施のために必要だと考える取組】
—市町村教育委員会—

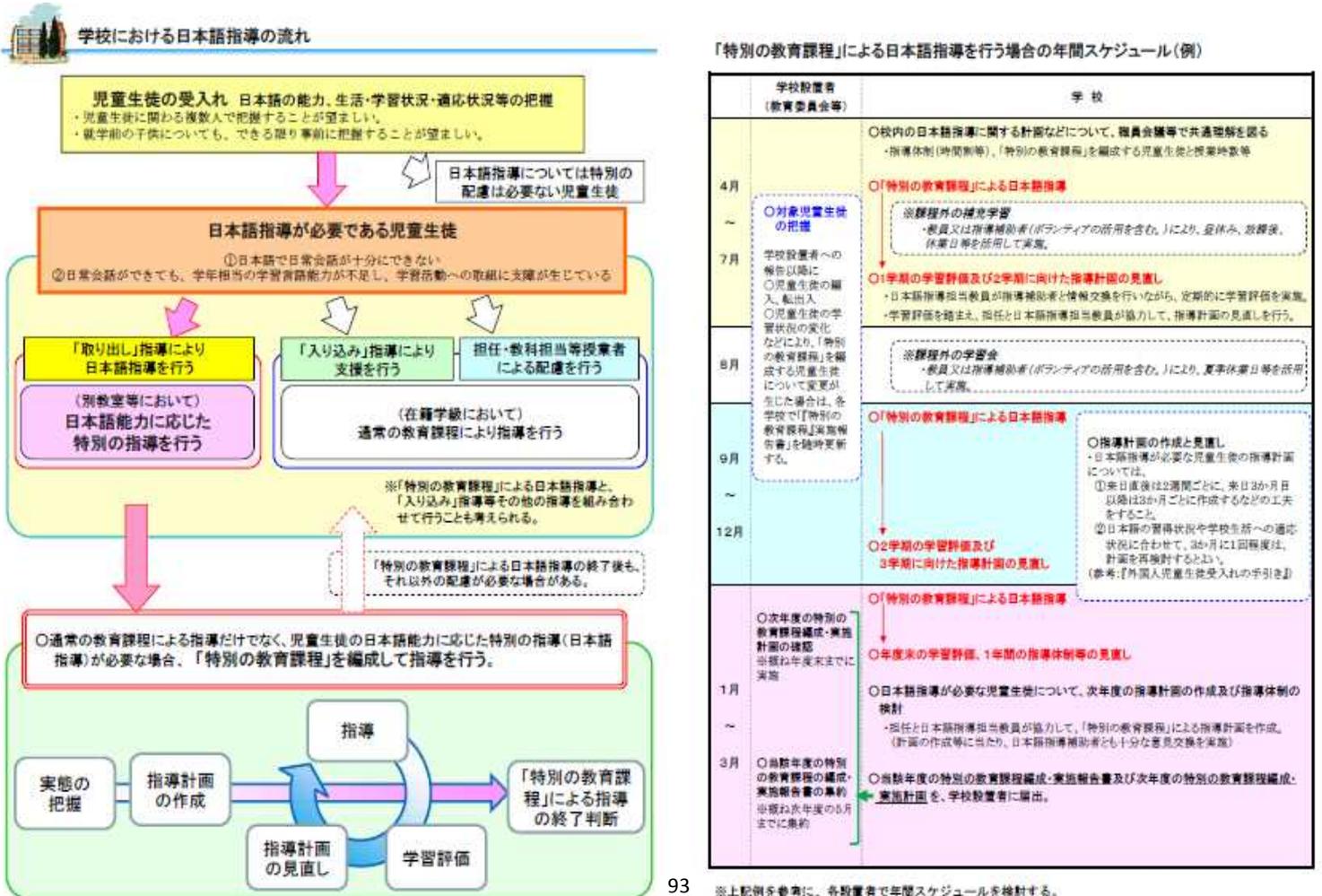


【上記児童生徒のうち「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者の人数（平成26年5月1日現在）】

学校種	外国人児童生徒		日本国籍の児童生徒	
	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒数	4,296人	1,463人	985人	231人

※中等教育学校と特別支援学校については、義務教育段階の内訳を調査していないため、小学校・中学校分のみ示している。

日本語指導の流れ、スケジュール



（学校内で作成する指導計画 記入例）

個別の指導計画（参考様式）

様式1（児童生徒に関する記録）

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
在籍					H23	H24	H25	H26	
フリガナ 児童生徒氏名 (通称)					(男・女)	国籍等	ブラジル		
フリガナ 保護者氏名 (通称)					続柄	父			
生年月日	平成12年 5月 10日				出生地	ブラジル			
入国年月日	平成23年 3月 25日		学校受入年月日	平成23年 4月 1日					
家族構成	祖父、父、母、姉、本人、弟								
家庭内使用言語	祖父・弟とは日本語、父・母・姉とはポルトガル語								
生育歴・学習歴	ブラジルで、小学校に就学。 平成23年度 前年度末に来日。小学校5年生に編入。日本語指導を週に7時間。 平成25年度 中学校入学。日本語指導を週に4時間。 平成26年度 「特別的教育課程」による日本語指導を週に4時間。								
学校内外での支援状況	毎週土曜日2時間 ○○国際交流協会開催の日本語教室								
進路希望	進学(○○高校○○学科)								
その他	発達障害等の診断の有無 宗教上の配慮事項 等								

（学校内で作成する指導計画 記入例）

個別の指導計画（参考様式）

様式2（指導に関する記録）

フリガナ 児童名	() 年	作成者	作成日	更新日	年	月	日
日本語力	・基本的な文型で構成された2〜3文の会話を、ゆったりとした速さで聞いて理解できる。 ・理解できる言葉であっても、自分で話したり書いたりできる内容は限定的である。 ※児童生徒の日本語の力を、「話す、読む、書く、聴く」の4技能、あるいは①会話力(主として単語での発音か、単語を繋ぐだけで話しているか、どの程度の文が聞き取れているかなど。)②文字の習得度(ひらがな・カタカナ・漢字が何年生程度かなど)③読解作文の力(漢文レベルか、重文・横文まで可能か、それらで構成された文章はどのような内容まで理解できるかなど)などの視点から記入する。						
指導目標	【初期の後期段階】 ①日本語で学校生活に参加するために必要な文字や文など、基礎的な日本語の力を育てる。 ②日本の学校生活や社会生活において、積極的にコミュニケーションを図ることを育成する。 ※一例として、「日本語の能力に応じた指導プログラム例」(※注)の「大目標」等が考えられる。						
指導計画	月	4	5	6	7	※一例として、「日本語の能力に応じた指導プログラム例」(※注)の「日本語の学習段階」等が考えられる。	
段階	初期の後期段階						
日本語学習内容	①日本語の基礎学習		②技能別の日本語学習		③教科の補習		
指導計画	①日本語と教科の統合学習 ②日本語と教科の統合学習 ※8月に計画を見直し記載する。						
特別的教育課程による日本語指導	【前期】 ①基本的な文型や語彙を使って会話ができるようにする。 ②平易な文で構成された、ある程度まとまった内容の文章を読んで理解できるようにする。 ③教科書を簡単な日本語に書き換えたもので在籍学校の授業の予習を中心に進行。 【後期】 ④算数・理科はなるべく教科書を使い、学習活動に必要な重要表現を取り上げて指導する。 ⑤未習事項が多いので、在籍学校の学習に関係する内容を補う。 ※上の表で示した「日本語学習内容」の内容別に記入することが考えられる。各教育委員会等独自の「学習段階」「学習内容」を設定している場合は、それに基づいて記入する。 ※一例として、「学習目標例」(※注)を参考に計画すること等が考えられる。						
指導者	○○巡回指導員						
指導場所	○○ルーム					指導時数	週4時間
上記以外の指導等	社会科は週2時間(在籍学校で)T指導。 毎週土曜日、国際交流協会が開催する日本語教室へ参加。						
指導内容・方法に関する評価及び学習状況の評価等	・学習意欲はあるが、教科に関する未習事項が多く、授業内容に対応しきれない。 ・関心のある分野であれば、ある程度まとまった文章を理解できるようになった。 ・表現することに苦手意識があるようなので、発音や作文がしやすいような支援方法を検討する必要がある。 ※どのような指導をした結果、どのような習得結果となったかについて記入する。今後に向けて、どのような指導をしていくかなどの参考になることを記入しておくことと次年度の指導につなげることが出来る。						

文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策について 1

○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置

学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒の日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置。

平成27年度予算額：児童生徒支援加配 8,582人の内数 (約1,600人)



○帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業

(平成27年度予算額：211百万円、平成28年度予算額(案)：231百万円)

(1) 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業 [平成27年度実施自治体数53]

帰国・外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する。

(2) 定住外国人の子供の就学促進事業(新規) [平成27年度実施自治体数10]

不就学になっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の取組を支援する。

○日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。

(年1回、4日間、定員110名)

○就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成26年度改訂)。教育委員会・在外公館等に配布したほか、不就学となっている外国人の子どもの就学をより一層促進するため、法務省地方入国管理局において、「就学ガイドブック」概要版を配布。文部科学省ホームページにも掲載している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm



○日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施

有識者会議の意見を踏まえ、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年1月14日に公布、4月1日より施行。

○外国人児童生徒の総合的な学習支援事業(平成22～24年度)

1

『外国人児童生徒受入れの手引き』

～外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン～

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

H23.3 配付

2

情報検索サイト「かすたねっと」

～教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト～

サイト リンク →www.casta-net.jp/

H23.3 開設

3

『外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～』

～日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの～

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

H26.3 配付

4

『外国人児童生徒教育研修マニュアル』

～教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの～

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

研修プログラム検索サイト →http://crie.u-gakugei.ac.jp/jsl_search2/

H26.3 配付